

# 令和6年度 第1回豊中市公共施設等有効活用委員会

## 次第

日 時：令和6年（2024年）10月22日（火）10時～11時30分

開催方法：対面

傍聴場所：庄内コラボセンター「ショコラ」

### < 案 件 >

1. 豊中市公共施設等総合管理計画の進捗状況について
2. 公共施設跡の利活用について

### < 資 料 >

- ・資料1 豊中市公共施設等有効活用委員会規則
- ・資料2 委員名簿
- ・資料3 豊中市公共施設等総合管理計画の進捗状況について
- ・資料4 公共施設跡の利活用について

## 豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

## 1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、2年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

## 3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

## 豊中市公共施設等有効活用委員会 委員名簿

氏名	所属	任期	選任区分
青木 朋美	—	令和4年（2022年）11月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	公募市民
井波 洋	豊中商工会議所 副会頭	令和5年（2023年）1月1日 ～ 令和6年（2024年）6月30日	学識経験者
小西 康仁	豊中商工会議所 副会頭	令和6年（2024年）8月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	学識経験者
木多 道宏	大阪大学大学院 工学研究科 教授	令和4年（2022年）11月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	学識経験者
佐野 こずえ	近畿大学 建築学部 講師	令和4年（2022年）11月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	学識経験者
深澤 俊男	深澤俊男不動産鑑定士事務所 代表	令和4年（2022年）11月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	学識経験者
和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授	令和4年（2022年）11月1日 ～ 令和6年（2024年）10月31日	学識経験者

(50音順・敬称略)

# 豊中市公共施設等総合管理計画の 進捗状況について

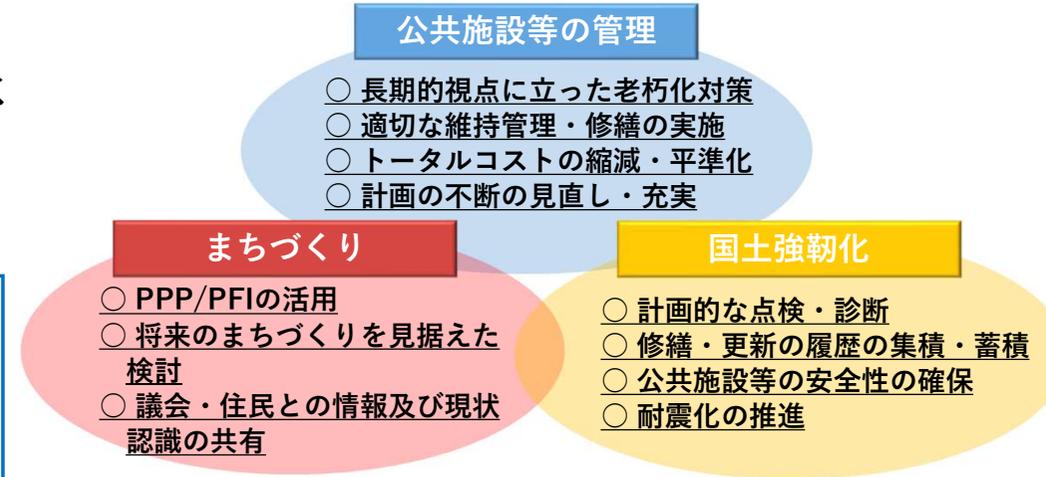
令和6年（2024年）10月  
財務部 資産管理課

# 公共施設等総合管理計画とは

- 背景**
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しい状況にある
  - 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく
  - 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要



公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

## 公共施設等総合管理計画

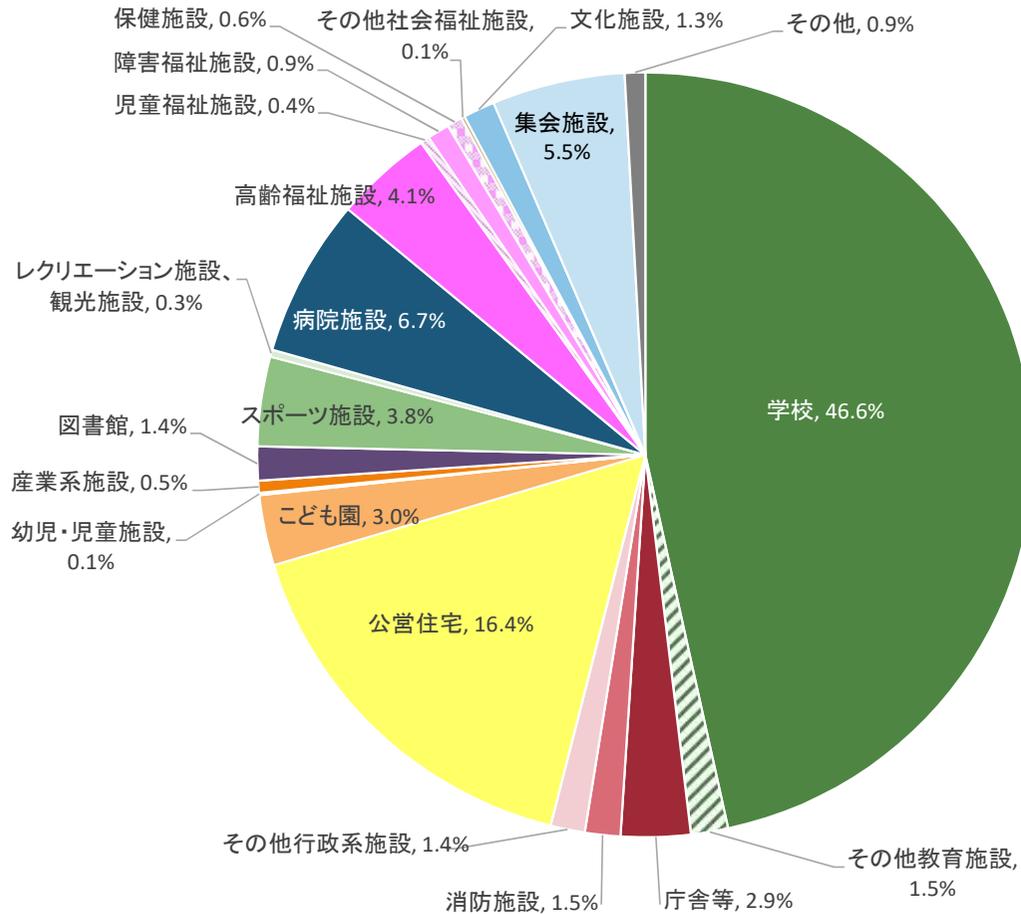
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

## 個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

# 公共施設の状況

## 【計画の対象】豊中市が保有または賃借する公共施設等（建物施設及びインフラ施設）



### 【建物施設】

本市は、平成27年（2015年）3月末時点で  
376ヶ所・約101万㎡の建物施設を有しています

最も大きい面積を占めるのが小・中学校、  
次いで公営住宅となっています

### 【インフラ施設】

道路、橋りょう、上下水道、公園・緑地、水路

豊中市公共施設等総合管理計画

「図Ⅲ-1 用途分類別の延床面積割合（中分類）」より

# 公共施設マネジメントの基本方針

## 1. 施設の安全性能の維持・向上

事後保全から予防保全へ  
耐震化等による災害に強いまちづくりの推進

## 2. 施設総量フレームの設定

建物施設について、24年間の計画期間内で総延床  
面積『平成26年度比80%』内での施設再編

## 3. 財政負担の平準化

## 4. 維持管理費の削減

## 5. 戦略的配置、複合化・多機能化の推進

地域特性や利用圏域に配慮し、市民ニーズに応える  
最適な施設配置

機能に着目した施設再編による、必要なサービスの  
維持・向上と施設総量削減の両立

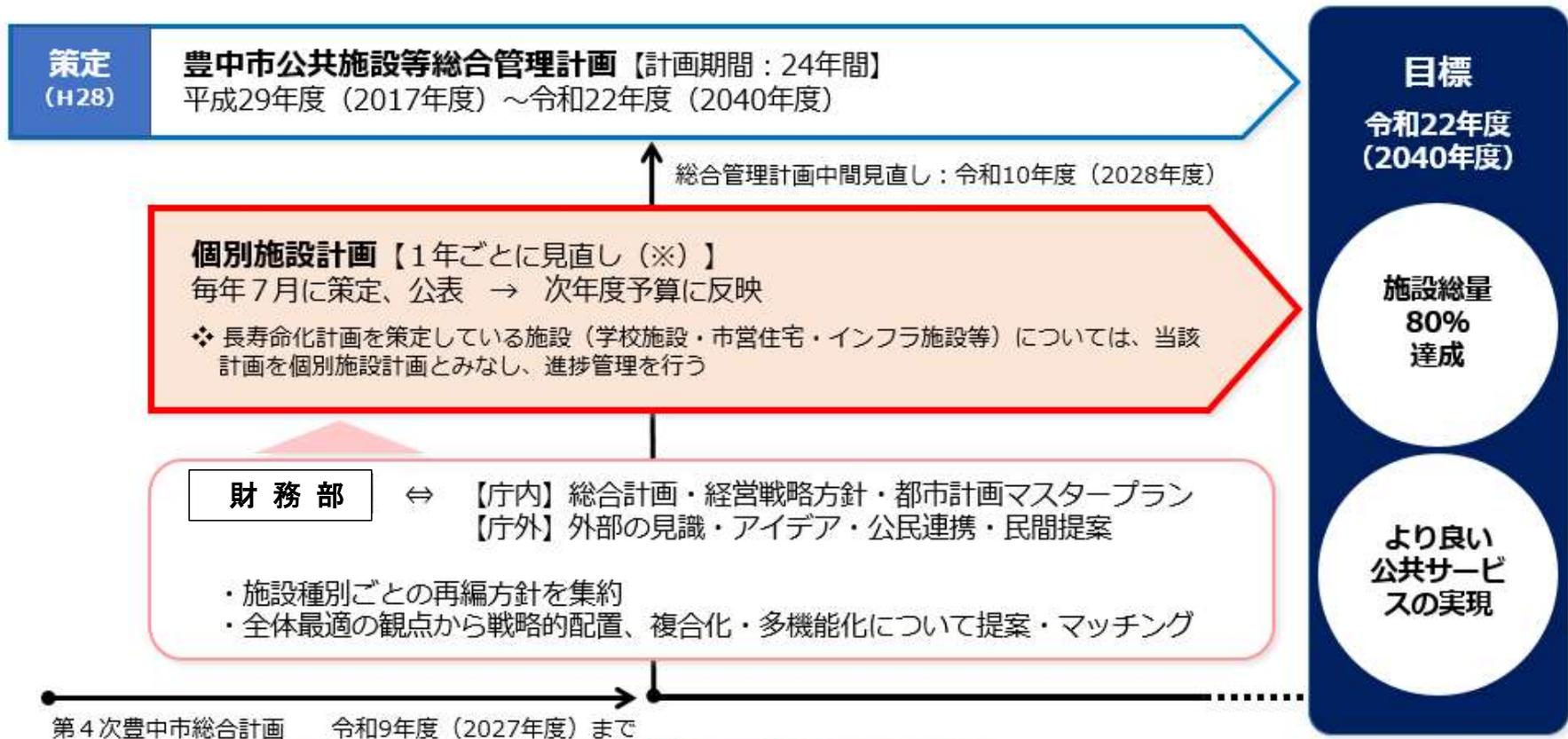
## 6. 施設利用の促進

## 7. 公民連携の促進

## 8. 受益者負担の適正化

# 本市における目標と計画の推進体制

【計画期間】平成29年度（2017年度）から令和22年度（2040年度）までの24年間



（※）ただし、長寿命化計画の見直しについては、各計画で定める見直し期間による

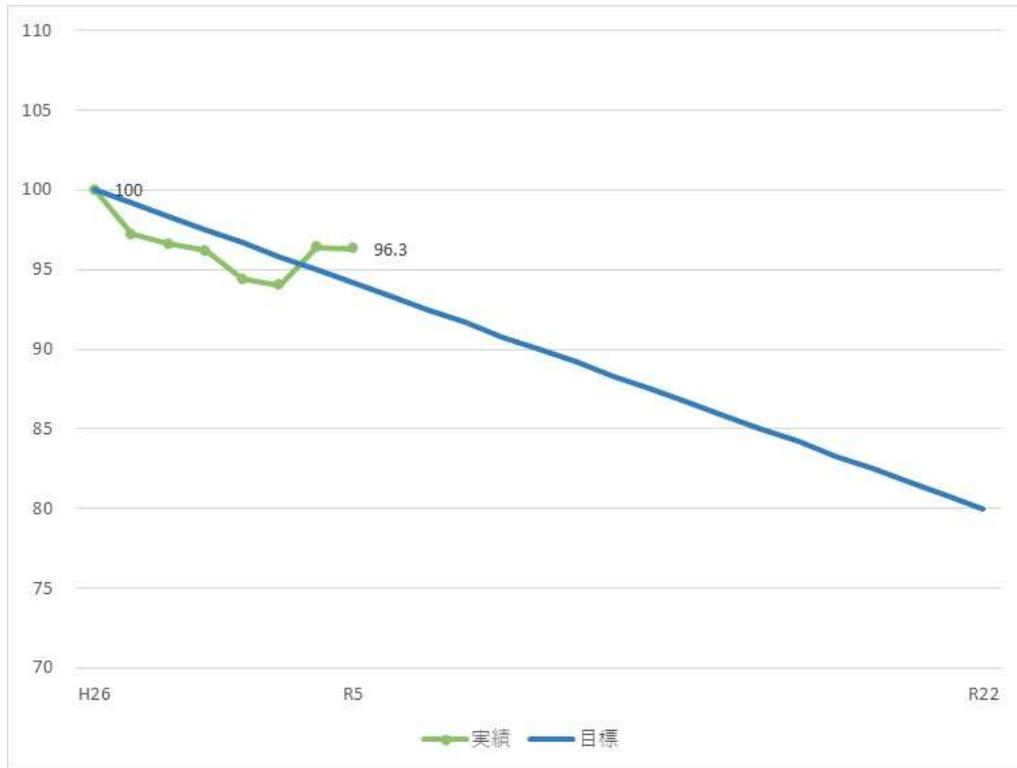
豊中市公共施設等総合管理計画「計画の推進体制」より抜粋

## 施設総量の推移（実績）

	H26 (2014) 年度末 【基準年度】	R1 (2019) 年度末	R2 (2020) 年度末	R3 (2021) 年度末	R4 (2022) 年度末	R5 (2023) 年度末
施設総量 (㎡)	1,013,316㎡	977,146㎡	956,719㎡	952,025㎡	976,613㎡	976,158㎡
削減面積 (㎡) 【基準年度比】	—	36,170㎡	56,597㎡	61,291㎡	36,703㎡	37,158㎡
削減割合 (%) 【基準年度比】	—	3.6%	5.5%	6.0%	3.6%	3.7%
主な面積増施設	—	・原田南学校給食センター	・桜井谷東小学校（増築）	・宝山住宅	・庄内さくら学園 ・庄内コラボセンター	・地域共生センター東館
主な面積減施設	—	・豊中駅西自動車駐車場 ・旧南部事業所、旧北部事業所	・庄内小学校、第六中学校 ・介護老人保健施設かがやき	・螢池駅西自動車駐車場 ・岡町北住宅	・旧とよなか・起業 チャレンジセンター ・母子父子福祉センター	・千成小学校 ・せんなりこども園
有形固定資産 減価償却率※ (%)	—	69.5%	70.2%	70.0%	69.2%	—

※有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 / 取得価額

# 施設総量の推移（グラフによる分析）



令和元年度（2019年度）

- ・原田南学校給食センターの建築  
既存の給食センターの建替えとなるが、既存の給食センターは未除却の為面積が増加した。

令和2年度（2020年度）

- ・桜井谷東小学校の増築  
児童数の増加に伴い増築を行った。

令和3年度（2021年度）

- ・岡町北住宅の一部除却  
岡町北住宅の1、2棟及び西谷住宅の集約建替え。

令和4年度（2022年度）

- ・庄内さくら学園  
2中3小の集約建替えのため、最終的な面積は約16,000㎡の減となる見込み。
- ・庄内コラボセンター  
庄内文化センターなどの建替えと集約化、施策による純増面積は6,000㎡程度。

令和5年度（2023年度）

- ・地域共生センター東館の新築  
旧福祉会館の建替え。
- ・千成小学校、せんなりこども園の除却  
庄内よつば学園建築のため除却を行った。

# 計画策定後の取組み事例

## ① 公民の役割分担の見直し

- 同様の機能を有する民間施設が充足している場合、公共と民間の役割分担について整理し、方針を定める
- セーフティネット機能については、公民の役割分担によるより一層の機能拡充をめざす
  - 《取組み完了案件》老人デイサービスセンター等の民営化/ 借上げ市営住宅（17住宅）の返還/市営駐車場の民営化/ 介護老人保健施設の民営化/ たちばな園の民営化
  - 《取組み継続案件》こども園の集約化・再整備

## ② 包括施設管理の導入 / 令和3年10月～

- 多岐にわたる施設管理業務を1契約に集約し、各施設所管課が行う入札、見積、契約事務などの重複する業務を一本化
- 施設管理の専門家である民間事業者が統括管理し、管理品質のばらつきを解消するとともに付加価値も生み出す

## ③ 施設の統廃合

- 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画に基づく小中学校の再編
- 老朽化が進む南部地域の各公共施設を集約化し、南部地域における新たな交流拠点とする
- （仮称）中央図書館を中心とした再編を実施し、各館の機能を見直しつつ施設総量の削減を行う

## ④ 児童相談所の設置 / 令和7年設置予定

- 児童虐待件数が増加する中、子どもの権利擁護や子育てに関する問題・不安を抱える家庭に迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える体制の強化を目的として設置

# 今後の取組み（2025経営戦略方針一部抜粋）

2024.09.02 豊中市

3つのプロジェクト

5つの変革

## 2025経営戦略方針 ～発展・成長に向けて～

創る改革

こども政策の充実・  
強化を重点政策に

発展・成長の“核”

課題対応と地域の発展・成長の好循環を創出する

こども政策の充実・強化を発展・成長戦略として重点政策に位置付け、その具体的な取組みとして「子育てしやすさNO.1」プロジェクト(コアプロジェクト)により5年間100億円規模の投資を実施します。

◎「子育てしやすさNO.1」プロジェクト

本市特有の強みを  
かけ合わせる

発展・成長をけん引

住宅都市としての優位性・ポテンシャルを活かした取組みをかけあわせる

コアプロジェクトの効果をすべての世代・地域に波及させ、発展・成長につなげるため、本市の強みである教育・文化に対する市民の高い関心や、良好な住環境、優れた交通利便性など本市の優位性をさらに高めていきます。そのために住宅都市としての優位性やポテンシャルを活かした2つのプロジェクトをコアプロジェクトにかけ合わせ、“群”を形成し、SDGs\*アプローチにより社会・経済・環境の3側面から統合的に実施することで発展・成長に向けた「正の循環」を促進させます。

◎快適・賑わい・憩い空間づくりプロジェクト◎とよなかエコシステム\*推進プロジェクト

変革により  
戦略の実行力アップ

発展・成長の支え

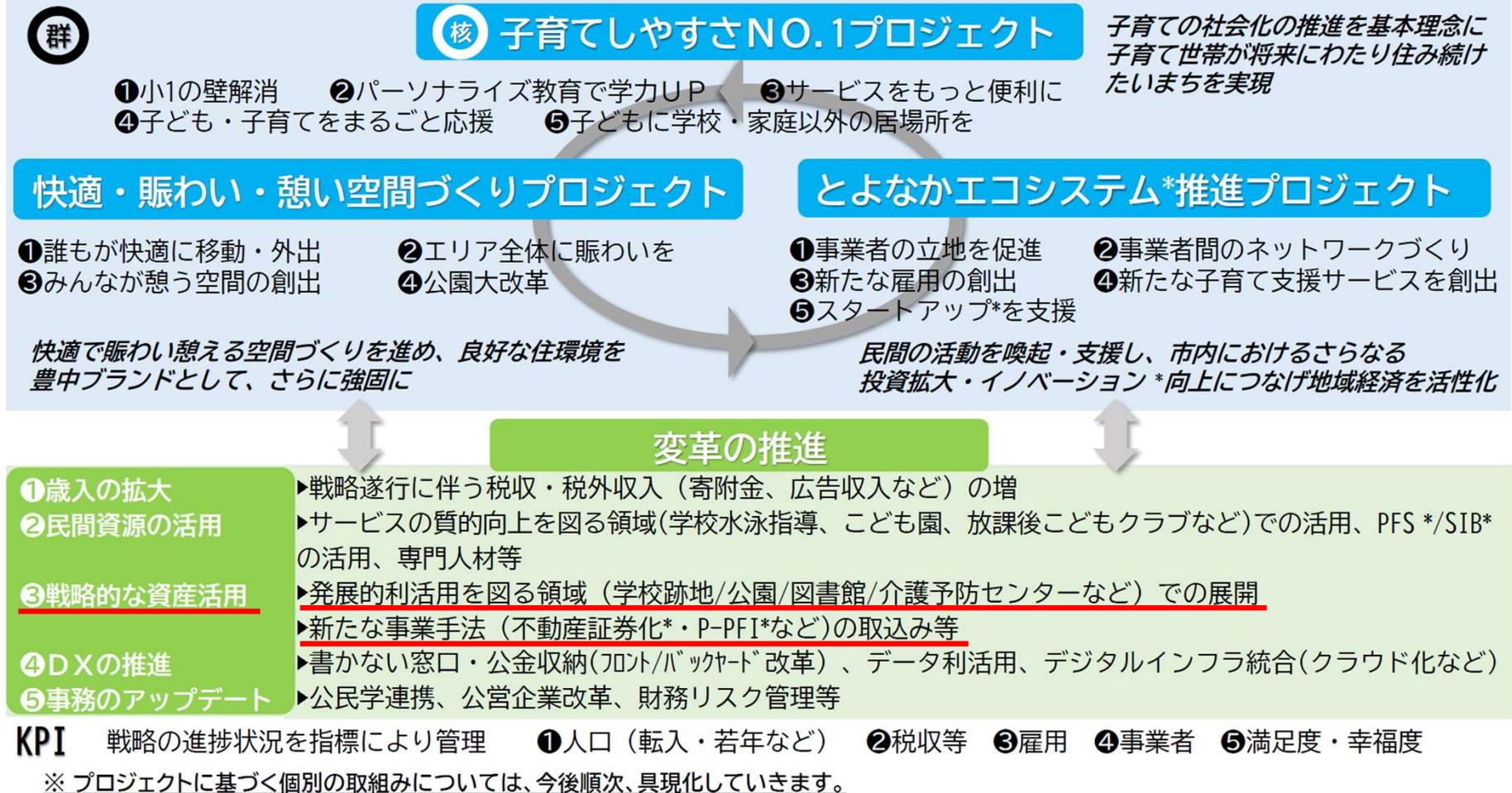
変革により未来への投資戦略の実行力を高める

3つのプロジェクトをはじめ未来への投資を戦略的に実行するため、変革を通じて財源(“土台”)およびサービス・生産性の向上を創出(強化)し、発展・成長を支え、促進します。

◎歳入の拡大 ◎民間資源の活用 ◎戦略的な資産活用 ◎DX\*の推進 ◎事務のアップデート

# 今後の取組み（2025経営戦略方針一部抜粋）

## 3つのプロジェクトと変革を統合的に推進（戦略全体像）



# 今後の取組み（2025経営戦略方針一部抜粋）

## 3 戦略的な資産活用

## 変革の推進

### 取組みの概要

市有資産について、財源確保の観点からの利活用だけではなく、人や民間投資を呼び込み、地域の発展・成長や政策課題の解決に資する戦略的な利活用を進めます。また、公共施設については時代や地域ニーズにあった“より良い形”に見直し、新たな価値・魅力を創りだします。

### 主な実施事項

実施事項	実施部局	実施内容
発展的活用による付加価値創出	施設所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園などの都市空間において民間のアイデア等を活かし、公民連携による柔軟な運営を進めるとともに、既存機能に新たな機能を付加することで、施設全体の総合的な価値を高めます。</li> </ul>
新たな手法の積極的活用	施設所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>P-PFI*や不動産証券化など新たな事業手法を積極的に取り入れ、サービスおよび成果を向上させます。</li> </ul>
施設の多機能化 (全世代のサードプレイス*づくり)	財務部 施設所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢等を問わず、多様な世代・人が集まり、多様な過ごし方ができる居場所、つながりをもつことができる交流の場づくりを進めます。</li> <li>そのために、利用状況等に照らし、施設の立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、既存施設を転用し、多機能化を進めます。（公園、図書館、介護予防センターなど）</li> </ul>
施設のZEB*化	環境部 施設所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改修等に当たっては、照明設備のLED化、空調設備の高効率化など、ZEB*(Net Zero Energy Building)化を追求し、消費エネルギーの大幅な削減を進めます。</li> </ul>
未利用地の徹底活用	財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>利活用方針が決まっているものでも、実際に活用するまでの間の暫定利用を進めるなど、未利用地については徹底的に活用し、収益化等を図ります。</li> </ul>
公共施設等総合管理計画の見直し	財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共施設等総合管理計画」を改定します。改定にあたり、長期的なニーズ予測と市のストック面の財務シミュレーションをふまえ、新たな発想での課題克服の道筋を提示します。</li> </ul>

# 今後の取組み（中間見直しについて）

## ① 中間見直しの背景

- 計画期間12年目となる令和10年度（2028年度）に本計画の中間見直しを予定
- 人件費や物価の高騰、行政需要の変化など、計画策定時には想定していない社会情勢の変化による従来の計画と現状の乖離
- 公共施設に求められる機能（サービス）の変化（35人学級制、児童相談所等の子ども支援等）

## ② 中間見直しの方針

- 社会情勢の変化や従来の計画との乖離に対応するため、早期に中間見直しを検討する
- 人口推移や財政状況など社会的状況のデータ更新する
- 社会ニーズへの対応による施設再編など公共施設のあり方について再整理を行う

# 今後の取組み（中間見直しについて）

## ③改定に向けた今後の課題

- 施設関係コストや施設総量の算出方法の検証
- 目標値の中間見直しの検討
- 他の関連計画（個別施設計画、長寿命化計画等）との整合性

### 豊中市学校施設長寿命化計画

— 個別施設計画 —

令和3年(2021年)3月  
豊中市教育委員会

### 豊中市公共施設等総合管理計画に基づく 個別施設計画 令和6年度(2024年度)版

令和6年(2024年)10月  
豊中市 財務部 資産管理課

#### I. 個別施設計画の概要

#### 5. 対策の考え方

本市が保有する施設は、既に目標耐用年数を超過したものが多く、全ての施設の保全を適正時期に実施することは困難な状況です。

とくに築後50年を経過している施設については、施設の老朽化状況をふまえ、順次改修工事等を実施する必要がありますが、公共施設等総合管理計画の目標である施設総量80%の達成を踏まえ、再整備の際には、近隣施設の集約化や、残存耐用年数が長い施設への統合を進めていくものとします。

#### 1. 学校施設の規模・配置計画等の方針

豊中市では「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針（平成26年（2014年）4月）」に沿って「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画（平成29年（2017年）8月）」を策定し、市内初の義務教育学校となる（仮称）庄内さくら学園の建設を進めています。今後も他の地域において、義務教育学校など義務教育9年間を見通した一貫性のある教育環境の実現に向けて、学校施設の規模・配置の検討を進めていくこととし、適切な学校規模、通学距離など標準的な考え方の整理をすることとします。

なお、学校施設の総量は令和22年度（2040年度）までに「豊中市公共施設等総合管理計画」が示す延べ面積20%削減を目標とします。

# 公共施設跡の利活用について

令和6年（2024年）10月  
財務部 資産管理課

# 計画策定後の取組み事例

## ① 図書館再編 / 令和4年度～

### <再編の概要>

- 庄内図書館及び庄内幸町図書館を庄内コラボセンター内へ移転し、新たに庄内図書館として開館。庄内幸町図書館を廃止。
- (仮称) 中央図書館を中心に、地域館、分館、サービスポイントを配置。分館は各館の機能を見直し、適切な規模や配置をめざす。
- 図書館の多機能化・新機能導入を基本に、図書館を含む教育委員会所管施設における施設総量を削減。

### <サービスの向上ポイント>

- (仮称) 中央図書館であらゆる図書館サービスを提供し、中央館機能を補完する地域館、より地域で身近に本を楽しむことができる分館、図書館から離れた場所での予約資料の受取、返却ができるサービスポイントを設置し、「知の拠点」として人と情報をつなぎ学びを支援する。

### [施設配置方針]

位置付け (施設階層)	施設数・配置	想定規模
中央館	1 施設を阪急宝塚線 豊中駅・岡町駅・曾根駅周辺に整備	5,000 m <sup>2</sup> 程度
地域館	2 施設 (庄内・千里)	庄内 1,000 m <sup>2</sup> 程度 (専有部のみ) 千里 2,379 m <sup>2</sup> (共用部含む)
分館	中央館・地域館を補完 (数施設に集約)	各 500 m <sup>2</sup> 程度
サービス ポイント	① 鉄道駅等利便性の高い場所 ② 他の図書館から離れた場所	各 50 m <sup>2</sup> 程度

### [スケジュール]

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	～	令和10～11年度 (2028～2029年度)	令和11年度～ (2029年度～)
(仮称) 中央図書館	計画地選定	設計・工事等		設置(目安)	→
岡町図書館	→			廃止	
野畑図書館(分館)	自学自習室拡充	→			分館 →
東豊中図書館(分館)	複合施設の状況や地域性を考慮し調整				
高川図書館(分館)	新たな機能設置	→			
螢池図書館(分館)	新たな機能設置	→			
豊中サービスポイント	開設	→			
緑地公園駅周辺エリアの サービスポイント化	検討・調整				
服部図書館	→			サービスポイント又は廃止	

# 計画策定後の取組み事例

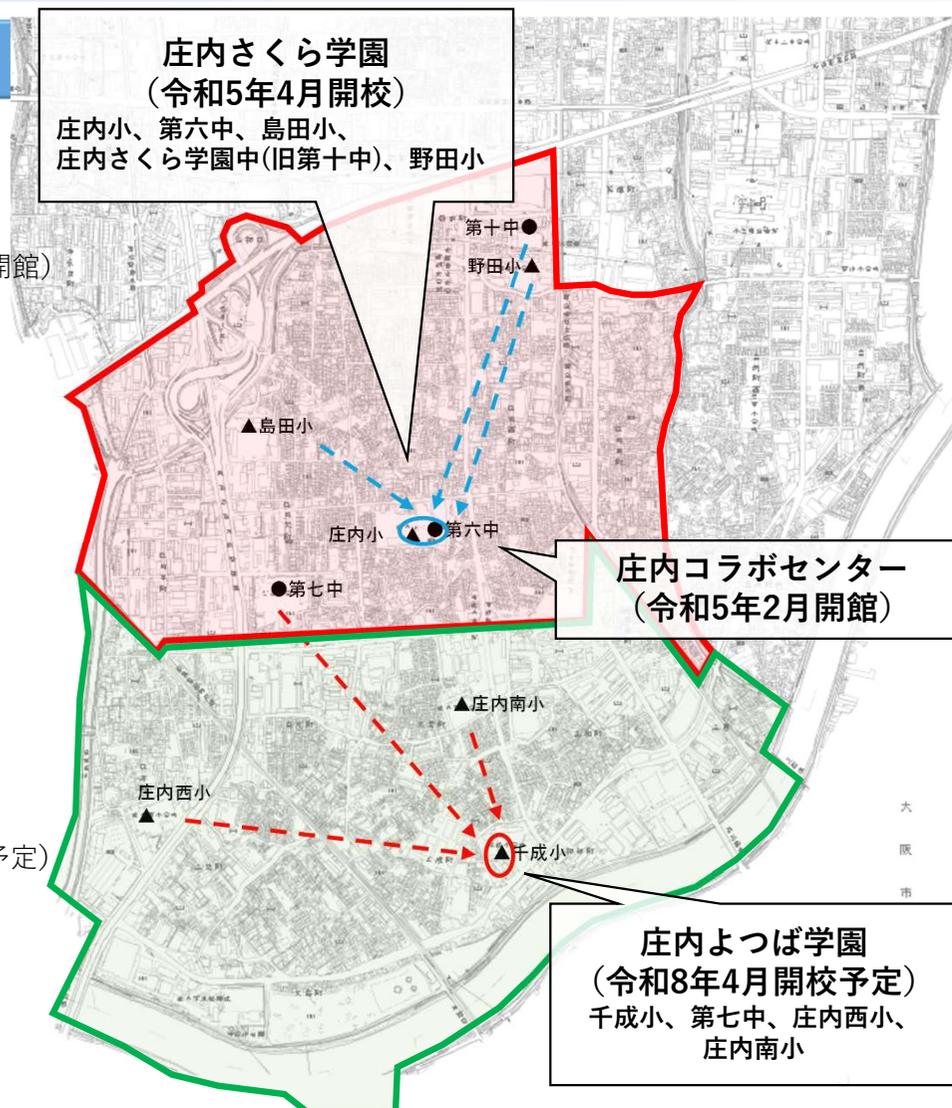
## ②南部地域における学校の統廃合と跡地の利活用

### 庄内さくら学園の開校に伴う跡地活用

- 庄内小学校・第六中学校  
→ 庄内さくら学園（令和5年4月開校）、庄内コラボセンター（令和5年2月開館）
- 島田小学校  
→ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、産業振興施設
- 庄内さくら学園中学校（旧第十中）  
→ 民間利活用  
（スポーツ振興施設を中心に、こども関連施設、生活利便施設等のにぎわい施設を誘致）
- 野田小学校  
→ 民間利活用（共同住宅等を中心に生活利便施設を誘致）

### 庄内よつば学園の開校に伴う跡地活用

- 千成小学校、（せんなりこども園） → 庄内よつば学園（令和8年4月開校予定）
- 第七中学校 → 大阪府立支援学校 整備（令和8年～予定）
- 庄内西小学校 → 公共及び民間併用での利活用について検討中
- 庄内南小学校 → 公共及び民間併用での利活用について検討中

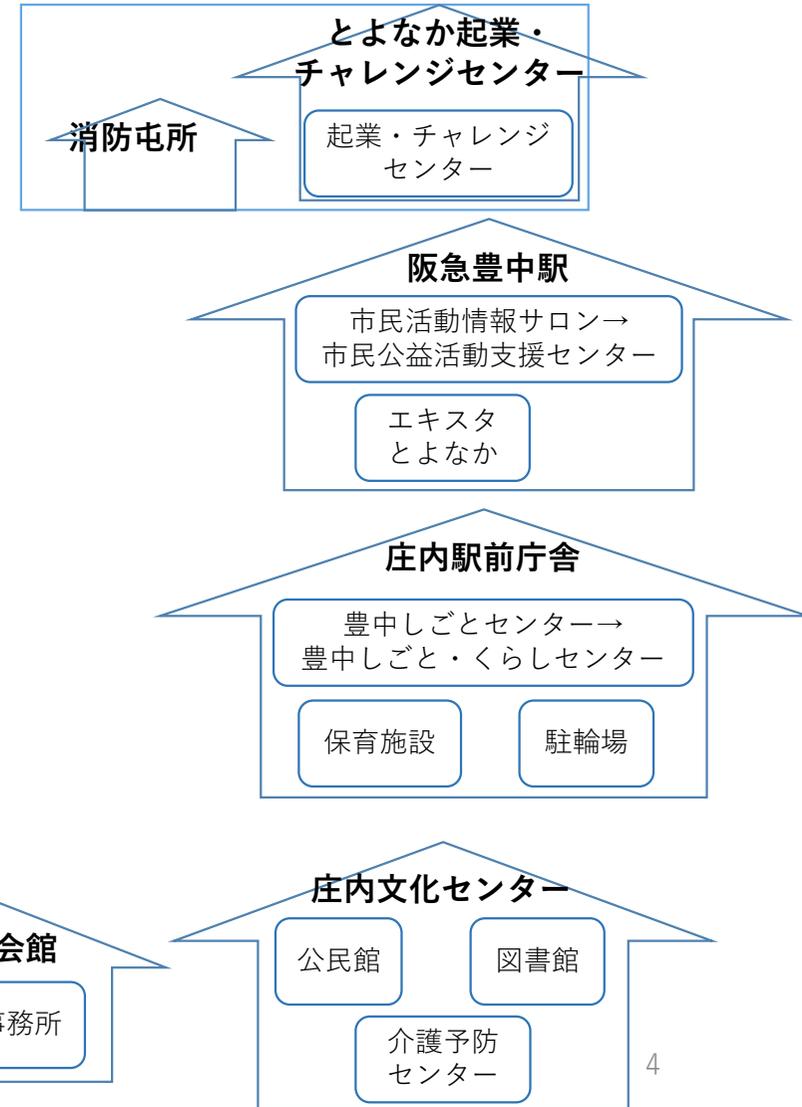
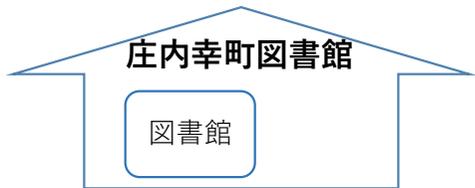


# 計画策定後の取組み事例

凡例： 土地 建物 機能

## ③公共施設の統廃合・複合化（庄内コラボセンター）

### 再編前

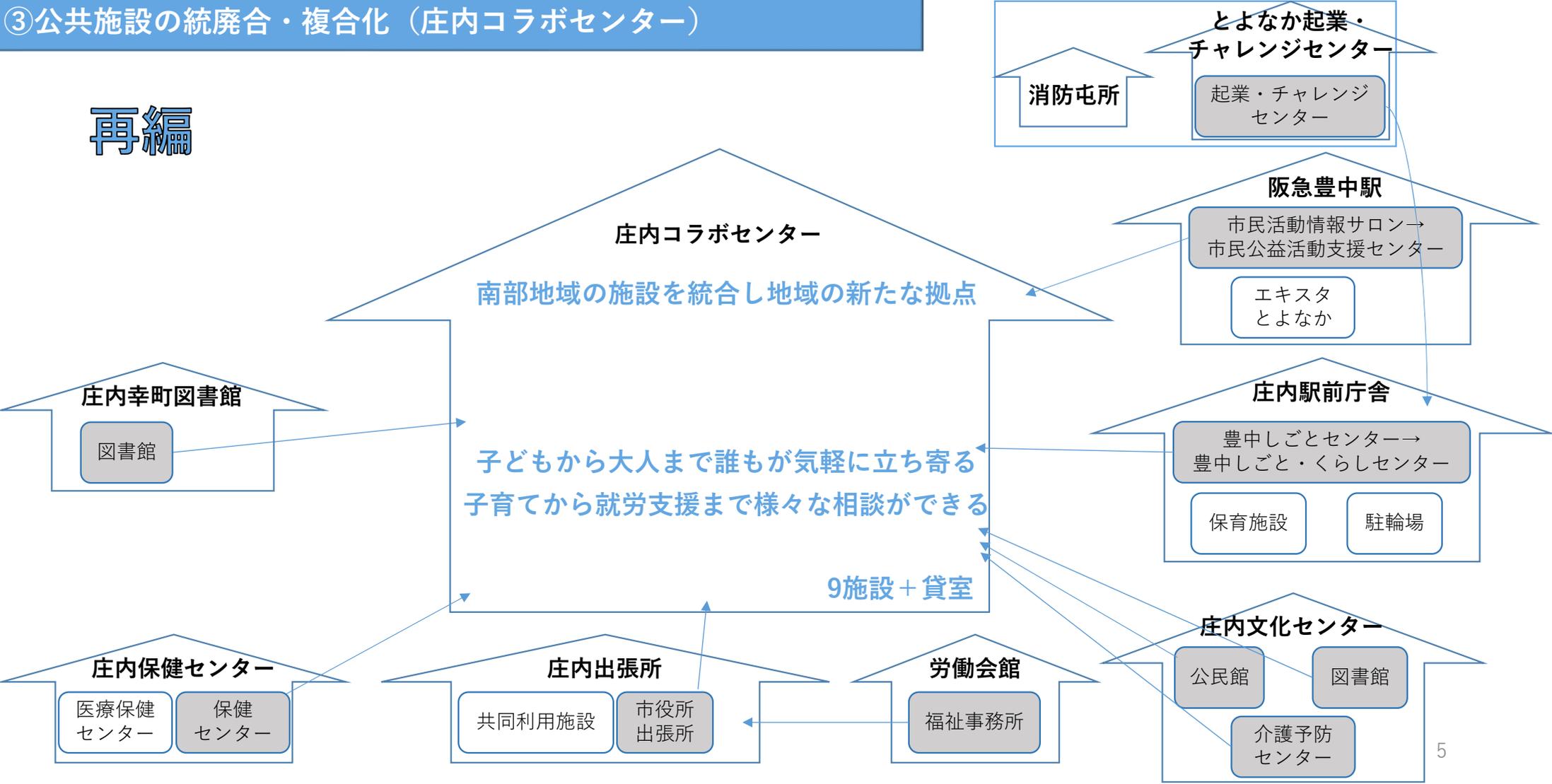


# 計画策定後の取組み事例

凡例： 土地 建物 機能  
 移転

## ③公共施設の統廃合・複合化（庄内コラボセンター）

再編



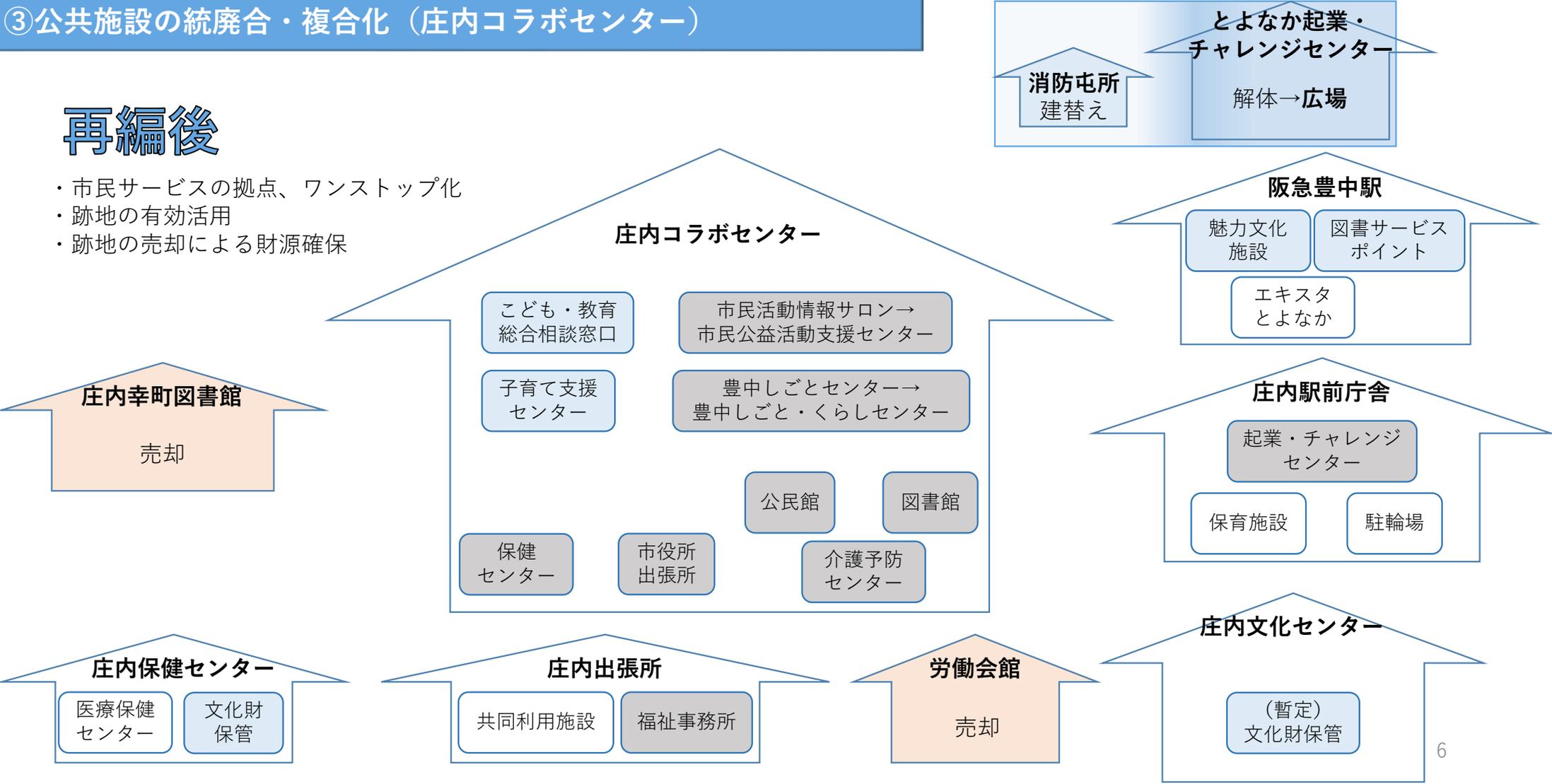
# 計画策定後の取組み事例

凡例： 土地 建物 機能  
 移転  新しい活用  売却

## ③公共施設の統廃合・複合化（庄内コラボセンター）

### 再編後

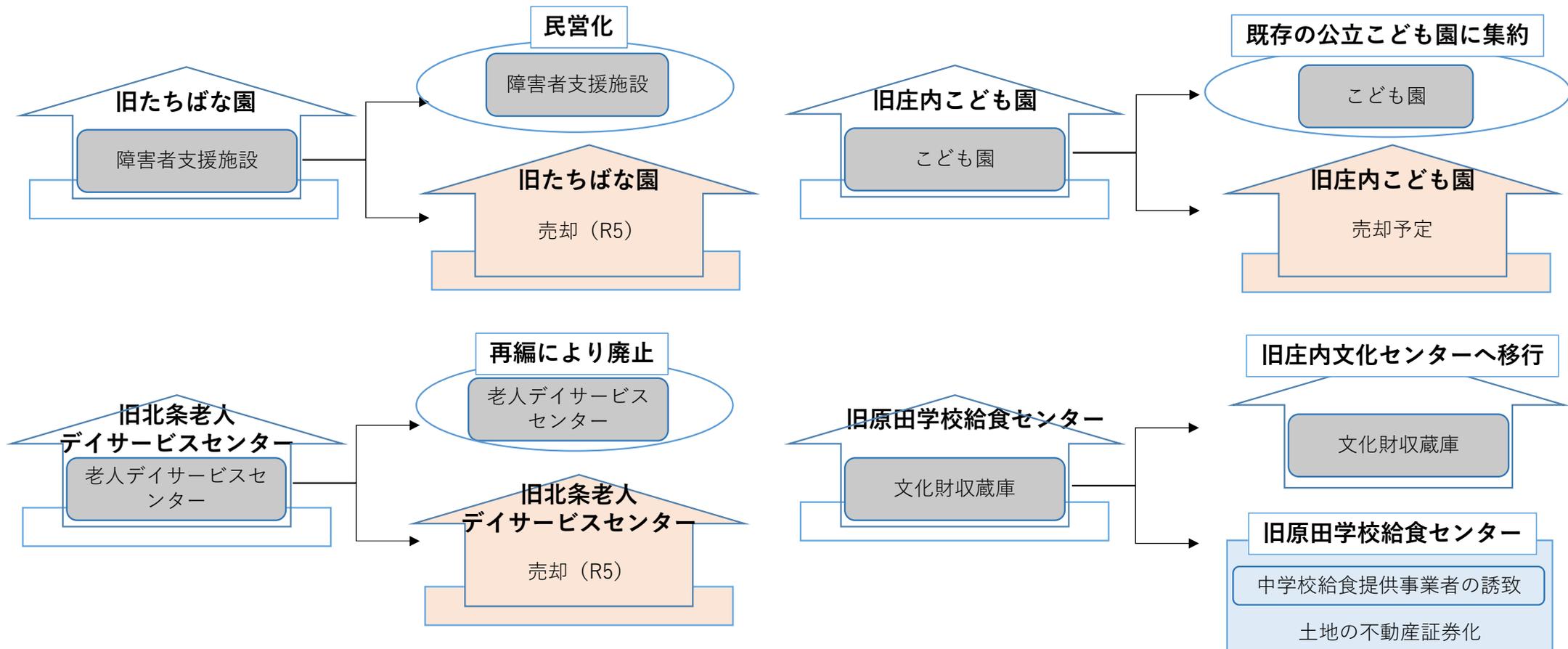
- ・市民サービスの拠点、ワンストップ化
- ・跡地の有効活用
- ・跡地の売却による財源確保



# 計画策定後の取組み事例

凡例：  
土地 建物 機能  
 移転  新しい活用  売却

## ④ その他の利活用（民営化・売却・不動産証券化手法）



# 計画策定後の取組み事例

## ④ その他の利活用（不動産証券化手法）

### 旧原田学校給食センターの跡地活用

### 不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業

【現在】

#### 給食提供事業

- 市外の調理事業者（3者）で調理された給食
- ⇒市外から各中学校へ配送し提供

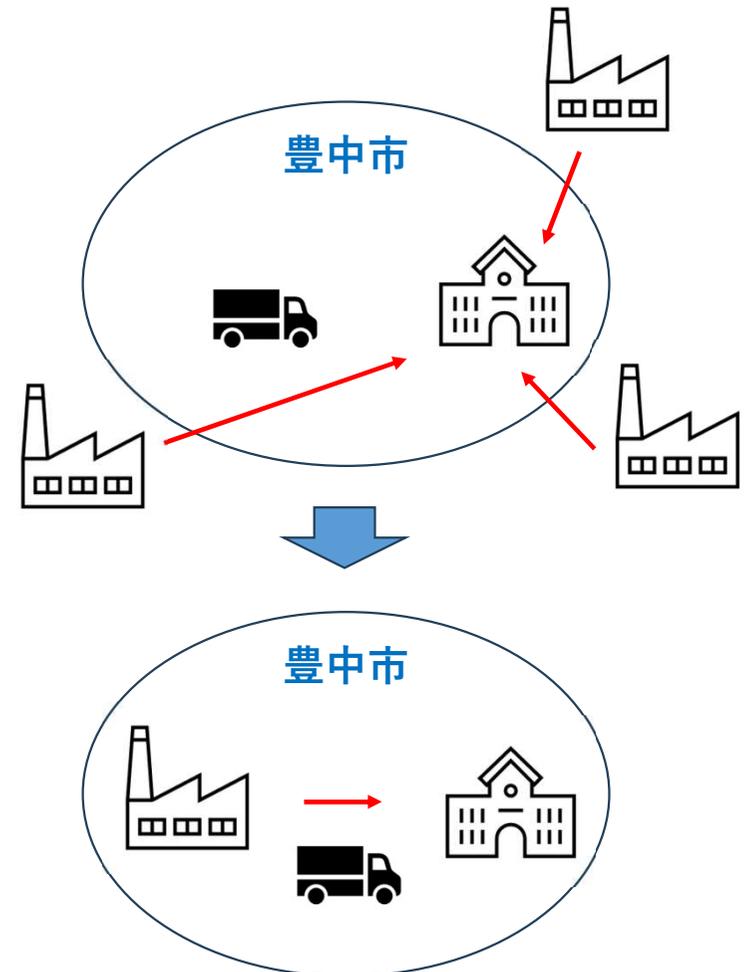


【今後】

- 市有地に民設民営の食品工場誘致
- ⇒市内の食品工場から各中学校へ配送し提供
- 給食製造に影響のない範囲で収益事業を可能とする

#### メリット

- ・安心・安全な給食を長期的かつ安定的に提供
- ・委託料の削減
- ・市内の雇用創出や経済循環などの経済効果
- ・延床面積の削減



# 計画策定後の取組み事例

## ④ その他の利活用（不動産証券化手法）

### 旧原田学校給食センターの跡地活用 不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業

市有地の有効活用

未利用の土地



### 不動産証券化

○土地の**不動産証券化**を活用

○建物を**解体**し、**民設民営**の工場を誘致

#### メリット

- ・ 税金（固定資産税、都市計画税）
- ・ 配当収入
- ・ 延床面積の削減
- ・ 民間活力導入による未利用地の活用

#### デメリット

- ・ スキームが煩雑
- ・ 証券化SPCの運営費用がかかる

### 利活用手法の検討

#### ● 売却

売却をすることで、一時的な財源確保や税金を得られることができるが、市の所有ではなくなるので、再取得は実質不可能。

#### ● 定期借地

契約期間中は地代収入を得られ、契約期間満了後、市へ返還されるため、別の事業に土地利用が可能。  
借地料以上の収入がないため、発展性がない。

#### ● 不動産証券化

不動産を裏付けとした証券を発行し、不動産を小口化する仕組み。出資に応じた配当金や税金等の財源を得ることができるが、仕組みが複雑で、証券化費用（信託報酬、AM費用、SPC維持コスト等）が発生。  
先駆的な事業による財政力の向上が期待できる。